

福岡医発第2016号(地)

平成18年2月10日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



平成18年度労働保険年度更新について(通知)

標記の件につきまして、今般、福岡労働局総務部労働保険適用室から労働保険料の自主的な申告・納付を促進させ、円滑な年度更新に資するため、年度更新手続に関する周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、平成18年度の「年度更新手続」は、4月1日～5月22日までの間に行うこととなっております。

記

《「年度更新手続」についての問い合わせ先》

1. 労働保険番号が「40.1.」で始まる申告書(緑色の封筒に在中)
「労働基準監督署(申告書が郵送された封筒の裏面に記載されています。)」
又は「福岡労働局総務部労働保険適用室/適用第1、第2係
(TEL092-434-9833)」
2. 労働保険番号が「40.3.」で始まる申告書(水色の封筒に在中)
「福岡労働局総務部労働保険適用室/適用第3係(TEL092-434-9834)」

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和

事業主のみなさまへ

1 労働保険の年度更新手続について

労働保険(労災保険・雇用保険)の「年度更新手続」とは、前年度(平成 17 年度)に概算で申告・納付した保険料の確定精算を行うと同時に、新年度(平成 18 年度)の保険料の概算申告・納付を行うことをいいます。

労働保険に加入している事業主は、毎年、この手続が必要です。

この「年度更新」の手続は、平成 18 年度は 4 月 1 日から 5 月 22 日までの間に行わなければなりません。早めに手続をお済ませ下さい。

2 保険料の申告と納付

保険料の申告と納付の手続は、最寄りの銀行・郵便局等の金融機関の窓口で行って下さい。その際、申告書下部の納付書(領収済通知書)は 3 枚とも切り離さないで下さい。

また、申告と納付の手続は、次の方法で行うこともできます。

(1) 労働保険番号が「40.1.」で始まる申告書(緑色の封筒に在中)

労働保険番号が「40.1.」で始まる申告書(緑色の封筒に在中)については、最寄りの「労働基準監督署」又は「福岡労働局総務部労働保険適用室/適用第 1、第 2 係」で受付けます。申告書を郵送又はご持参下さい。

(2) 労働保険番号が「40.3.」で始まる申告書(水色の封筒に在中)

労働保険番号が「40.3.」で始まる申告書(水色の封筒に在中)については、「福岡労働局労働保険適用室/適用第 3 係」で受付けます。申告書を郵送又はご持参下さい。

また、最寄りの「公共職業安定所(ハローワーク)」の適用係窓口を設置している「申告書受理箱」に投函することでも受け付けをしますが、「公共職業安定所(ハローワーク)」では保険料を納付することができません。その場合は、申告書下部の納付書(領収済通知書)部分 3 枚を申告書から切り離して、最寄りの銀行・郵便局等の金融機関で納付書を添えて保険料を納付して下さい。

3 申告書の現地受付

申告書の記入方法等のご相談を受けるため、期間中は県内各地で現地受付を行います。現地受付会場や日時などは、申告書に同封されている「年度更新手続のしおり」又は申告書を郵送した封筒の裏面に記載していますのでご確認ください。

4 「年度更新手続」についての問い合わせ先

「年度更新手続」に関する詳しい内容につきましては、次のところまでお問い合わせ下さい。

(1) 労働保険番号が「40.1.」で始まる申告書(緑色の封筒に在中)

「労働基準監督署(申告書を郵送した封筒の裏面に記載しています。)」又は「福岡労働局総務部労働保険適用室/適用第 1、第 2 係(TEL 092-434-9833)」

(2) 労働保険番号が「40.3.」で始まる申告書(水色の封筒に在中)

「福岡労働局総務部労働保険適用室/適用第 3 係(TEL 092-434-9834)」

5 福岡労働局ホームページ

福岡労働局のホームページアドレスは、「<http://www.fukuoka.plb.go.jp>」です。

事業主のみなさまへ

労働保険に加入している事業主は、毎年、保険料の「年度更新手続」が必要です。平成18年度は4月1日から5月22日までの間に行わなければなりません。早めに手続をお済ませ下さい。

保険料の申告と納付の手続は、最寄りの銀行・郵便局等の金融機関の窓口又は労働基準監督署及び福岡労働局総務部労働保険適用室で行って下さい。また、期間中は県内各地で現地受付も行います。

「年度更新手続」に関する詳しい内容につきましては、次のところまでお問い合わせ下さい。

申告書が送付されてきた封筒記載の県下各労働基準監督署

又は福岡労働局総務部 労働保険適用室(TEL 092-434-9833、9834)

また、福岡労働局のホームページアドレスは <http://www.fukuoka.plb.go.jp> です。